第五十一条第二項及び第五十三条第二項中「、労災リハビリテーション作業所」を削る。

第五十五条第二項及び第四項第二号中「身体障害者支援施設に入所している者」を「身体障害者支援施設に入所している者又は」に改め、「又は労災リハビリテーション作業所に入所している者」を削り、「、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所」を「又は保護施設」に改め、同条第八項中「、保護施設の長若しくは労災リハビリテーション作業所」を「若しくは保護施設」に改め、同条第九項中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。

第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第五条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削る。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

四十八　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）附則第十一条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「旧労働安全衛生総合研究所」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人労働者健康安全機構の職員としての在職期間

第九条の二第七号を次のように改める。

七　平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号。以下「旧独立行政法人労働者健康福祉機構法」という。）第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構（旧独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び旧労働安全衛生総合研究所

第九条の四に次の一号を加える。

百二十八　旧独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び旧労働安全衛生総合研究所

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第七条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第十九号中「独立行政法人労働者健康福祉機構（」を「独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）第四条の規定による改正前の」に改め、「旧労働福祉事業団」の下に「及び同法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構」を加え、同条第二項第五十六号を次のように改める。

五十六　独立行政法人労働者健康安全機構（平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構を含む。）

附則第三十三条の四中「職員で」の下に「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の」を、「おいては、」の下に「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の」を加える。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第八条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十九　独立行政法人労働者健康安全機構

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

三　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

四　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第九号中「独立行政法人労働者健康福祉機構（」を「独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）第四条の規定による改正前の」に改め、「平成十四年法律第百七十一号）」の下に「第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び同法」を加える。

第四十三条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第百四号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

百四　独立行政法人労働者健康安全機構

（都市計画法施行令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十八条の十

二　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第一条

三　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第一条

四　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）第八十八号

五　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第一条第三号

六　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）第一号

七　医療法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十一号）附則第二条第二項

八　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第一号